## ◎新潟県告示第1184号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり 変更した旨の届出があった。

平成30年11月27日

新潟県知事 花角 英世

氏名	所 在 地	変更 事項	旧	新	変更年月日
水落 貴士(あん摩 ・マッサージ)	十日町市下条3 丁目505	施術所住所	十日町市下条4丁 目916	十日町市下条3丁目 505	平成30年8月5日